

IC カード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち、ICチップが付加されたカード（以下「IC カード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定および法人カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定および法人カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定および法人カード規定の定義によるものとします。

2. (IC カードの利用)

IC カードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当金庫および提携金融機関所定の IC カードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- ② 当金庫および提携金融機関所定の IC カードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当金庫および提携金融機関所定の IC カードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当金庫所定の取引をする場合

3. (IC カードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、再発行で、IC カードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4. (IC カード以外のカードへの変更)

IC カードの利用をやめ、IC カード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口に出してください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

5. (特約の改定)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)